

【問い合わせ先】

舞鶴海上保安部

次長 川野康治(かわの やすはる)

電話 (0773) 76 - 4120

宮津海上保安署

次長 岩井英和(いわい ひでかず)

電話 (0772) 22 - 0118



平成28年9月1日

舞鶴海上保安部

宮津海上保安署

平成28年京都府内の夏季期間における密漁取締り結果について

～ 過去10年で最多 ～

舞鶴海上保安部（舞鶴市）及び宮津海上保安署（宮津市）は、例年、夏季（7月1日～8月31日）に密漁が多発していることから、京都府漁業協同組合の要請を受け、京都府沿岸での密漁取締りを強化し、さざえ、あわび等を不法に採っていた27事案31名を漁業法違反等で検挙しました。

今後も水産資源保護のため、取締りの強化を図って参ります。

1 検挙者

31名（前年同期16名（15名増））

（うち、府外在住者24名）

2 密漁物件の総量

さざえ 1,001個（53.90kg）（うち、殻蓋制限違反56個）

あわび 69個（4.41kg）（うち、殻長制限違反64個）

かき 33個（12.84kg）

【参考】前年同期

さざえ 418個（24.70kg）（うち、殻蓋制限違反14個）

あわび 22個（1.10kg）（うち、殻長制限違反19個）

かき 0個

【参考】罰則

漁業法違反（漁業権侵害行為）・・・20万円以下の罰金

京都府漁業調整規則違反（体長等の制限に係るさざえ、あわびの採捕）

・・・6ヶ月以下の懲役もしくは10万円以下の罰金